

名古屋市いじめ防止基本方針

平成26年9月
(最終改定 令和5年1月)

名古屋市

は じ め に

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

いじめを防止するためには、市民全員が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子どもが安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを強く自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、名古屋市は「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号、以下、法）第12条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下、国の基本方針）に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「名古屋市いじめ防止基本方針」（以下、市の基本方針）を策定しました。

市の基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、「こども基本法」（令和4年6月22日法律第77号）、「なごや子どもの権利条例」（令和2年4月1日改正）や「ナゴヤ子ども応援大綱」（令和3年10月15日改正）に定める理念を尊重するとともに、「名古屋市立中学生の転落死に係る検証委員会検証報告書」（平成26年3月27日）及び「名古屋市いじめ対策検討会議」の報告書（平成27年12月8日、平成28年9月2日及び令和4年7月26日）、「名古屋市いじめ問題再調査委員会」の報告書（令和3年7月30日）、生徒指導提要（令和4年12月）等を踏まえ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けた強い決意で取り組み、子どもの健全育成及びいじめを許さない子ども社会の実現を目指すものです。

目 次

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 1

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
- 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

第 2 いじめの防止等のための本市の施策 4

- 1 本市におけるいじめの防止等の対策のための組織
- 2 本市におけるいじめの防止等に関する施策・取組

第 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき取組 10

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

第 4 重大事態への対処 12

- 1 いじめの重大事態の調査
- 2 教育委員会又は学校による調査
- 3 再調査と措置

<参考資料>

- ・ 教育委員会危機管理マニュアル 16
- ・ いじめ解消に係るなごや子ども応援委員会による支援の流れ 17
- ・ なごや子ども応援委員会の支援例 20
- ・ 重大事態の調査・報告等の流れ 21
- ・ こども基本法概要 22
- ・ なごや子どもの権利条例 23
- ・ ナゴヤ子ども応援大綱 30

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行われなければならない。

学校は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

2 いじめの定義

(1) 法による定義

定義 法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 留意点

- いじめの認知の判断基準については、法のいじめの定義に従い、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」等の要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に定める学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を活用して行う。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

3 いじめの理解

- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- インターネット等によるいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為である。また、外部から見えにくく匿名性が高い等の性質を有する。児童生徒が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散してしまいたいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。さらに、一つの行為がいじめの被害にとどまらず、学校、家庭及び社会に多大な被害を与える等、深刻な影響を及ぼす可能性がある。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがある。児童生徒を取り巻く大人は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、その兆候を見逃さないことが大切である。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの問題の根本的な克服には、「観衆」「傍観者」を含めた全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

いじめを防止する活動等を計画する場合は、「なごや子どもの権利条例」を踏まえるとともに、個を尊重し、多様性を認め合うことや児童生徒の主体的な参加を重視する。

（１）情報の収集と共有

学校はいじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施

するとともに、相談機関の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、全教職員による情報の共有を図る。

また、教職員がいじめに関する情報を抱え込み、いじめ等対策委員会に報告を行わないことは法第23条1項に違反しうることから、教職員間での情報共有を徹底する。

(2) 組織的な対応

校長は、教職員一人一人が責任を自覚し、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備するとともに、児童生徒と教職員の信頼関係を構築するよう指示する。その際、多様な専門性を持った職員が多面的に関わることのできる体制づくりに努める。また、平素より教職員に対して、的確な児童生徒理解と、それを踏まえた状況把握及び指導、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解が深まるよう指示する。

(3) 積極的な認知

社会通念としていじめと判断できる行為については、児童生徒が「心身の苦痛を感じている」か否かにかかわらず、「いじめ」として積極的に認知することが大切である。

いじめの存在が確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。

いじめの未然防止・早期発見等を心掛け、あらゆる場面において、「自分たちを見てほしい」という児童生徒の声なき声を大切にして対処する。

(4) 関係機関との連携

教育委員会及び学校は、平素から警察や児童相談所等関係機関の担当者の確認や連絡会議の開催等の情報共有体制を構築したり、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図ったりすることが大切である。

とりわけ、重大ないじめ、自殺等につながる恐れのある要因を抱えた児童生徒に関しては、早期発見・対処の上で、関係機関との連携が必要不可欠である。

(5) 家庭・地域との連携・協働

社会全体で児童生徒を見守り、その健やかな成長を促すため、また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) いじめの解消

いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる場合においてはじめて判断されるものである。ただし、その場合にあっては、解決したと安易に判断するのではなく、解決したと判断した事案が再発することのないよう、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒を継続的に観察し、必要な支援及び指導を行う。

第2 いじめの防止等のための本市の施策

1 本市におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) なごやこどもサポート連絡協議会

- いじめの防止等に関する機関・団体との連携を図るため、法第14条により定める「いじめ問題対策連絡協議会」として、「なごやこどもサポート連絡協議会」を開催する。
- 構成は、校長会、教育委員会、子ども青少年局、愛知県警察本部、名古屋法務局人権擁護部、児童相談所、愛知県臨床心理士会、愛知県弁護士会、名古屋市医師会、CAPNA、チャイルドラインあいち、その他の関係機関、団体の委員とする。

(2) 名古屋市いじめ対策検討会議

- 教育委員会は、「なごやこどもサポート連絡協議会」との連携の下に、いじめの防止等の対策を実効的に行うために、附属機関として、「名古屋市いじめ対策検討会議」を設置し、必要時及び定期的に開催する。
- この会議は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(3) いじめ・問題行動等防止対策連絡会議

- 名古屋市立中学校区110校区に、学校関係者・有識者・学区関係者・区役所等関係機関・保護者等を構成メンバーとして設置し、必要時に開催する。
- いじめや不登校、問題行動等に関する情報や意見を幅広く集約し、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進する。

(4) なごや子ども応援委員会

- 児童生徒の潜在化する心の問題に対して、専門的見地から積極的にアプローチし、児童生徒が抱える問題の未然防止・早期発見や個別の支援を行うとともに、学校支援の協力体制を構築する。
- 全中学校110校・中央高等学校に常勤職員の総合援助職（以下、HP）又はスクールカウンセラー（以下、SC）を配置する。全小学校、特別支援学校、高等学校等に会計年度任用職員のスクールカウンセラー（以下、非常勤SC）を配置する。
- 市内小中学校を11ブロックに分け、各ブロックに活動の拠点となる事務局を設置して、常勤職員のHP又はスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）、会計年度任用職員のスクールセクレタリー（以下、SS）、スクールポリス（以下、SP）を配置する。
- 高校・特支ブロックを設け、ブロックに活動の拠点となる事務局を置き、HP、SC又はSSWを配置する。
- なごや子ども応援委員会のHP、SC又はSSW（以下、SC等）は、専門家として教職員への助言を行う。
- 教職員への助言を行う際は、必要に応じてなごや子ども応援委員会内の検

討を踏まえて行う。

- なごや子ども応援委員会のＳＰは、学校内外の見守り活動、いじめを受けている児童生徒への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担う。
- 学校との情報共有については、口頭で共有した後、書面での共有を確実に
行う。
- なごや子ども応援委員会のＳＣ等が相談対応を行う際は、児童生徒自身が
尊重されていると感じられるような相談の場の設定を行う。

（５）名古屋市子どもの権利擁護委員

いじめやその背景には、子どもの権利が守られていない可能性がある。名古屋市子どもの権利擁護委員は、条例に基づく子どもの権利擁護を行う独立した公的第三者機関として、以下の機能により予防及び早期発見に取り組む。

- 子どもの権利相談室「なごもっか」を設け、子ども等から、いじめを含む
子どもの権利侵害に関する相談を受け、必要に応じて調査・調整・勧告等の
機能を用い、子どもの権利の回復を図る。
- 学校等に子どもの権利擁護委員を講師として派遣し、教員や子ども、保護
者等に対し、権利学習を行う等、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進
する。

２ 本市におけるいじめの防止等に関する施策・取組

（１）いじめの未然防止のための方策

＜授業改善の推進＞

社会が劇的に変化する中で「自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていく」なごやっ子を育成するために、児童生徒主体の学びを進めていくことが大切であり、ナゴヤ・スクール・イノベーション事業等を通して、児童生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業改善を推進する。

また、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置く等して児童生徒同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自身の主体的な活動を推進する。

＜自己有用感の育成＞

他者から認めてもらえていると感じられた児童生徒は、いたずらに他者を否定したり、攻撃したりすることが減ると期待できる。そのため、一人一人の児童生徒が活躍できる機会を学校生活につくり、児童生徒の自己有用感の育成を図る。

＜キャリア教育の充実＞

児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる学習や自己の個性・特性の理解、学ぶ面白さ、学びは社会・将来につながっていることを実感する活動等を通して自分らしい生き方を見いだすための力の育成を図る。

＜いじめ防止教育プログラム＞

人権教育を基盤とした、いじめの具体的な対処に関するスキルトレーニング等を盛り込んだ、「いじめ防止教育プログラム」の実践を促進し、いじめをしない、させない、見過ごさない児童生徒の育成を図る。

＜なごやI N Gキャンペーン＞

人権週間を含む11月初旬から12月中旬までのキャンペーン期間を中心に、「なごやI（いじめの）N（ない）G（学校づくり）」の実践を促進し、家庭と地域と連携した児童生徒主体の取組を年間を通して行うことで、一人一人が自らいじめをなくしていこうとする意識の高揚と継続を図る。

＜夢と命の絆づくり推進事業＞

児童生徒が主体的に考え、行動し、互いを思いやる心を身に付ける「夢と命の絆づくり推進事業」を推進し、学校全体や学年、学級で行う道徳、特別活動、総合的な学習の時間、各教科での取組を充実し、幼児、児童生徒の夢や生命尊重の豊かな心を育む。

＜いじめ防止教育・自殺予防教育の推進＞

児童生徒がいじめの問題を自分のことと捉え、考え、議論することによりいじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組等のいじめ防止教育・自殺予防教育を年間計画に位置付ける等、いじめ防止や自殺の予防に寄与する取組の推進を図る。

その際、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなると認識させることが必要である。また、発達段階に応じて、法や自校の学校いじめ防止基本方針について理解を深めるとともに、市民社会のルールを守る姿勢を身に付けることも重要である。

＜児童生徒の転出入や進学＞

転校による環境の変化が児童生徒にとってストレス要因となる可能性がある。そのため、転入を受け入れる学校には、転入生への特別の指導・配慮方針を立てた上で、転入生の状況に応じた対応を行う。

また、児童生徒の転出や進学に際しては、児童生徒、保護者の意向を踏まえるとともに、転出先や進学先と配慮すべき情報を共有する。

＜学校となごや子ども応援委員会との協働＞

学校となごや子ども応援委員会との協働により、学校全体の児童生徒の実態を把握し、児童生徒の援助希求の力を高める取組を行う等、開発的・予防的活動を行う。

＜小学校4年生・中学校1年生におけるS C等による全員面談＞

全ての小中学校において小学校4年生・中学校1年生におけるS C等のなごや子ども応援委員会職員による全員面談を実施し、児童生徒一人一人の心の状態を把握するとともに、状況によって即時に対応するよう徹底を図る。

＜多様な背景をもつ児童生徒の理解と配慮＞

性的マイノリティや外国籍の児童生徒、発達障害等多様な背景をもつ児童

生徒への理解を深め、個別の事案に応じ児童生徒の心情等に配慮した対応を行う。

(2) いじめの早期発見のための方策

＜あらゆる場面での早期発見＞

学級や部活動に限らず、昼休み、清掃時間等、学校生活全ての場において、児童生徒をきめ細かく見守り、いじめの早期発見を図る。

＜ウェブ版学校生活アンケートの実施＞

小学校4年生から中学校3年生を対象に、いじめを受けている可能性がある児童生徒の早期発見に活用することができるウェブ版学校生活アンケートを実施し、児童生徒一人一人へきめ細やかな支援・指導を行うとともに、よりよい学校・学級運営に活用する。

＜スクリーニングの実施＞（スクリーニング実施校のみ）

全ての児童生徒のおかれた状況を丁寧に把握することで、潜在的な課題を抱えている児童生徒を見つけ出し、適切な支援につなぐスクリーニングを活用することにより、児童生徒が抱える問題の早期発見を図る。

＜転入した児童生徒への個別相談の実施＞

転入した児童生徒に対して、速やかに学級担任のみならず養護教諭やSC等との個別の教育相談を実施する。

＜インターネット上のいじめへの対応＞

教育委員会は、インターネット上における児童生徒に関する誹謗・中傷等問題のある書き込みを検索・監視するネットパトロールを行い、学校に情報を伝える等インターネット上のいじめに対応する。

＜不安や悩みを相談できる機会の周知・充実＞

児童生徒が、悩みを気軽に直接相談できる窓口の周知を図る。

また、24時間365日対応のSNS相談を、市内全ての小学校4年生から高等学校3年生までを対象に実施する。

＜「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の実施＞

「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の実施を通して、いじめ等の現状と対策を協議し、地域と連携したいじめの早期発見・対処を図る。

＜学校となごや子ども応援委員会との協働＞

学校となごや子ども応援委員会との協働、関係機関・地域の諸団体等との連携を通して、児童生徒の実態を把握し、潜在化している問題の早期発見に努める。

(3) いじめに対する組織的な措置・対応

＜事案の調査＞

教育委員会又は学校は、いじめの疑いがあると気づいた時は、速やかに事実関係の把握のための調査を行うものとする。いじめを受けた児童生徒、保護者に対し、自己防衛的対応や事実の隠蔽を行ってはならない。

＜学校から報告を受けた教育委員会の対応＞

教育委員会は各学校からの報告を受け、学校の取組を迅速かつ適切に支

援する。また、定期的に、いじめの実態について認知件数や態様等について詳細な報告を受け、状況を正確に把握し、対応の支援と施策の充実を図る。

＜指導主事の訪問＞

指導主事が各学校を定期的に訪問し、いじめの認知及び対応状況や特別に配慮が必要な児童生徒について情報収集やいじめの未然防止の対応についての助言等の支援を行う。

＜愛知県警察本部と教育委員会との連携＞

愛知県警察本部と教育委員会との間で締結した協定に基づき、連絡協議会を通して情報の共有等一層の連携を図る。

＜なごや子ども応援委員会と学校との協働＞

緊急支援を要する場合、なごや子ども応援委員会は学校と協働して、早急に相談活動や支援体制等の構築を図る。

＜いじめを受けた児童生徒・保護者の要望・意見への対応＞

教育委員会及び学校は、当該事案に気づき次第直ちに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の要望・意見等を聴き取る。その際、誰がいじめを受けた児童生徒・保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を尊重するものとする。

学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者に、電話連絡だけでなく家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝える一方、いじめを行った児童生徒の保護者にも連絡をし、継続的な助言を行う。

＜いじめを受けた児童生徒・保護者への情報開示と説明＞

教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行うものとする。

＜犯罪行為の警察への通報＞

教育委員会及び学校は、いじめの疑いのある事案のうち、犯罪行為（触法行為を含む。以下同じ。【注】参照。）に該当するもの、あるいは強く疑われるものは早期に警察へ相談又は通報することとする。

【注】いじめが該当する可能性のある犯罪行為の例：

暴行（刑法第208条）、傷害（刑法第204条）、強要（刑法第223条）、強制わいせつ（刑法第176条）、恐喝（刑法第249条）、窃盗（刑法第235条）、器物破損等（刑法第261条）、脅迫（刑法第222条）、名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）、児童ポルノ提供等（児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条）

*平成25年5月16日付文部科学省初等中等教育局長通知（25文科初246号）「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」参照

＜警察の捜査等への協力＞

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案については、明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合を除き、警察は被害の届出を即時受理することとしているので、教育委員会及び学校は、警察の捜査・調査活動に協力しなければならない（平成31年3月29日付文部科学省初等中等教育局長通知（30文科初第1874号）「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）」参照）。

（４）教職員の資質向上

＜教職員の研修＞

教育委員会は、経験年数や職務内容に応じた研修を実施し、いじめの対応に関する内容について徹底を図る。また学校は、これまでのいじめ対策検討会議の報告書や生徒指導提要を活用する等、いじめや教育相談等に関する校内研修を実施する。

＜参考資料の提供＞

各学校に「いじめ防止対応マニュアル」、「人権にかかわる手引書」「心の健康にかかわる手引書」を配布し、教職員の指導力向上につなげる。

（５）その他

＜少人数学級の実施と働き方改革＞

教育委員会は、小学校1・2年生の30人学級、中学校1年生の35人学級等の少人数学級の実施や働き方改革により、児童生徒と向き合う時間の確保に努め、いじめなどに関してきめ細やかな指導の充実を図る。

＜なごや子ども応援委員会コーディネーター＞

中学校は「なごや子ども応援委員会コーディネーター」を校務分掌に位置付け、なごや子ども応援委員会を有効に活用した校内のいじめに係る子ども応援体制の構築を図る。

＜教室以外の居場所づくり＞

教育委員会及び学校は、教室に入れない児童生徒が安心して過ごすことができる教室以外の居場所づくりを積極的に進めるとともに、将来の社会的自立につながる力を伸ばすことを目指す。

＜学習支援講師等＞

教育委員会は、子どもの未来応援講師を配置し、基礎的な学習が必要な児童生徒や、発展的な学習を希望する児童生徒に対する学習指導を行う等、悩みを抱える児童生徒を支援する。

また、発達障害対応支援講師や発達障害対応支援員を配置し、発達障害がある、あるいは発達障害の可能性のある児童生徒を支援する。

さらに、不登校対応支援講師を配置し、不登校児童生徒の減少を図る等、教育活動の一層の充実を図る。

＜部活動＞

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。

また、生徒や保護者が、部活動における活動歴や大会成績が入試等で評価されると認識していることによって、部活動の本来の趣旨を損なう状況にならないようにする。

部活動における体罰等をはじめとする不適切な指導を認めず、部活動内の先輩・後輩等の生徒間においても同様の行為が行われないようにする。

部活動を実施するに際しては、きめ細やかな部活動運営ができるよう、外部顧問や外部指導者を活用するとともに、スポーツ庁・文化庁のガイドライン等も踏まえて実施する。

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国及び市の基本方針を受け、校長の責任の下、いじめの防止等の取組の基本的な方向や、取組の内容等を「〇〇〇学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）として定める。

○ 「学校基本方針」については、毎年4月に必ず教職員間で共通理解を図るとともに教育委員会に提出する。

○ 「学校基本方針」では、いじめの未然防止の取組、早期発見・対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等を定める。

なお、いじめの未然防止の取組を計画・立案する際には、「なごや子どもの権利条例」等を踏まえ、児童生徒の主体的な参加を重視する。

○ いじめの防止のため、児童会・生徒会においていじめ防止の標語を募集する等、児童生徒が自主的に活動し、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

○ 学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、具体的な指導内容のプログラム化を図る。

○ 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらに関する年間を通じた取組計画を示す。

○ いじめから児童生徒の尊厳を守るために適切かつより実効性の高い取組を実施するため、PDCAサイクルに基づき、「学校基本方針」が実情に即して機能しているか適切に点検し、必要に応じて見直しを行う。

○ 「学校基本方針」は、学校のホームページ上に掲載する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ等対策委員会」を置く。

「いじめ等対策委員会」は、特にいじめの未然防止・早期発見の実効性を確保

するために、児童生徒に最も身近な学級担任、教科担任が複数参加するものでなければならない。

校長は、校長の役割、各教職員の役割を明確にした上で、組織を構成・運営、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核的組織として機能するようにする。

「いじめ等対策委員会」は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速に解決する相談、通報の窓口であると児童生徒から認識されるように取り組む。

学校はいじめ等対策委員会を教育委員会に提出する行事予定表に記載し定期的を開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。

＜いじめ等対策委員会の具体的な役割＞

- 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの報告・相談の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取を行う等、事実関係を把握し、いじめか否かを組織的に判断する役割
- 指導や支援の体制や対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- 「学校基本方針」の策定や見直し、いじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等を担う役割

教職員及びなごや子ども応援委員会職員は、学級や部活動等、学校生活の全ての場におけるささいと思える兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全てを当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。そのため、機動的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当」を設ける等の組織体制を構築する。

また、当該組織を実際に機能させるにあたっては、適切になごや子ども応援委員会や外部専門家の助言を得つつ機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておく等、学校の実情に応じて工夫する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り

組む。

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への対応

いじめを受けた児童生徒及びその保護者には、安心して学校生活ができる環境の確保を図る。

(2) いじめを行った児童生徒の指導及びその保護者への対応

いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者には、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

そのことと並行して、いじめを行った児童生徒自身が高いストレス状態にあったり、課題を抱えていたりすることを踏まえ、適切な支援につなげる。

第4 重大事態への対処

1 いじめの重大事態の調査

調査は、公平性・中立性を確保し、いじめを受けた被害児童生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思い」を理解した上で、いじめの事実の全容を解明することと、教育委員会及び学校の対応を検証して同種の事案の再発防止につなげることが目的である。

従って、いじめを受けた児童生徒や保護者のいじめの事実を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。

また、教育委員会及び学校として自らの対応に不都合があったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、いじめを受けた被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明する。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生時の報告および調査

① 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条)

○ 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○ 第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間

30日を目安とする。ただし、一定期間(一週間をめぐり)、連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめを受けた児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の『いじめ』という言葉を使わない場合を含む。)、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査の方法や留意事項は、市の基本方針のほか、国の定める「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」を参照する。

② 第三者委員会における重大事態の調査

校長から重大事態の報告があった場合、又は児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合、明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合を除き、第三者委員会(名古屋市いじめ対策検討会議)による調査を実施するものとする。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ア 関係する児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- イ 事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行う。
- ウ いじめを受けた児童生徒に対しては、継続的なケアを行う。

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合(入院・死亡)

- ア いじめを受けた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- イ 迅速にいじめを受けた児童生徒の保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

※ 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査における留意事項

自殺の背景調査については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証して再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、以下の事項に留意する。

- 背景調査にあたり、児童生徒に適切な配慮を行い実施するとともに、遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳し

い調査の実施を主体的に提案する。

- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に説明し、合意しておく。
- 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- 背景調査においては、偏りのない資料や情報を多く収集し、総合的に分析評価を行うよう努める。
- 事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

④ 重大事態の報告

校長は、重大事態であると判断した場合、又は児童生徒や保護者から重大事態の申し立てがあった場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長へ事態発生について報告を行うものとする。

⑤ その他留意事項

事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断されておらず、未だその一部が解明されたにすぎない場合、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。

また、事案の重大性を踏まえ、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童生徒に対して、教育委員会は、必要に応じて、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

（２）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

第三者委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して経過報告も含め説明する。

これらの情報の提供に当たっては、第三者委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、個人情報保護を楯に説明を怠ることのないようにする。

② 調査結果の報告

調査結果については教育委員会から市長に報告する。

3 再調査と措置

(1) 再調査

2 (2) ②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について常設した再調査委員会において、再調査を行う。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

なお、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ、市において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

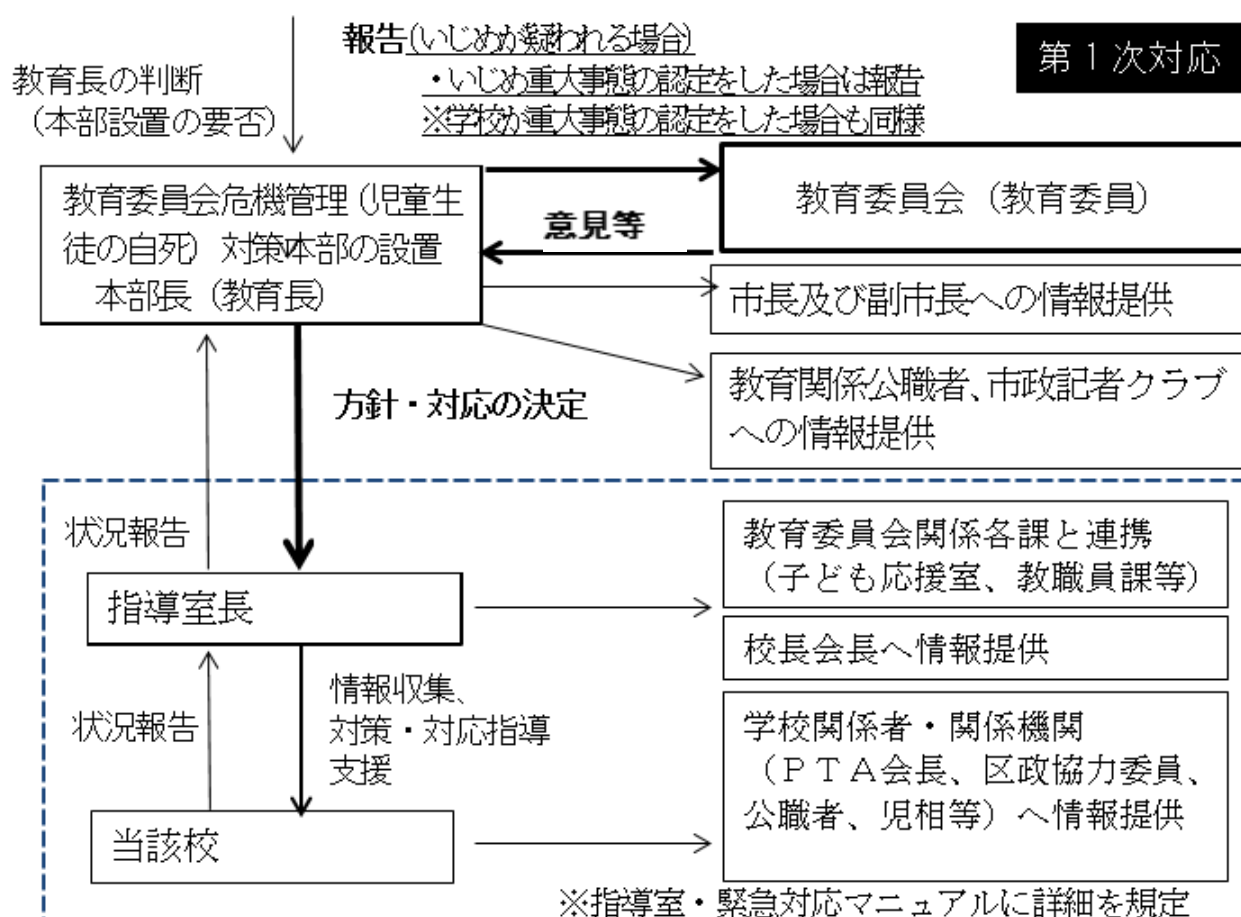
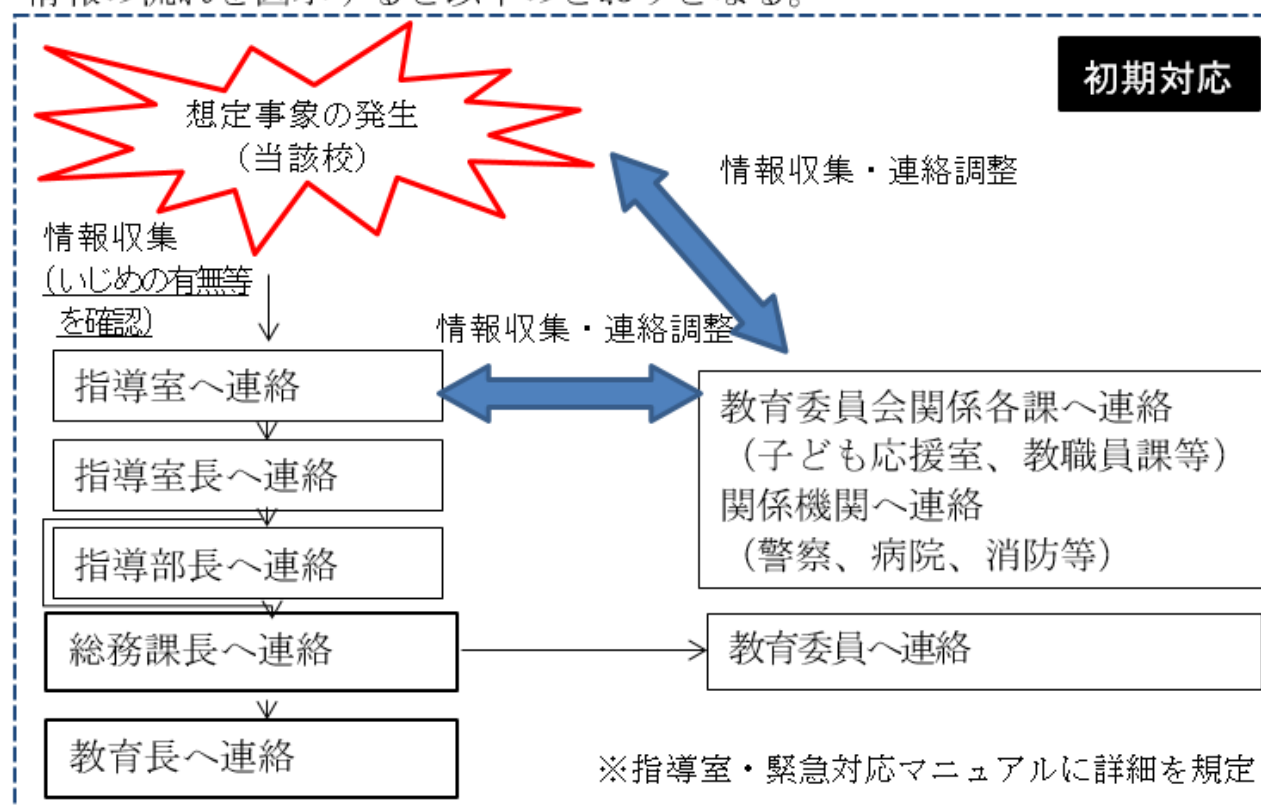
(2) 調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、人的体制の強化等必要な措置を講ずる。市長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉、青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

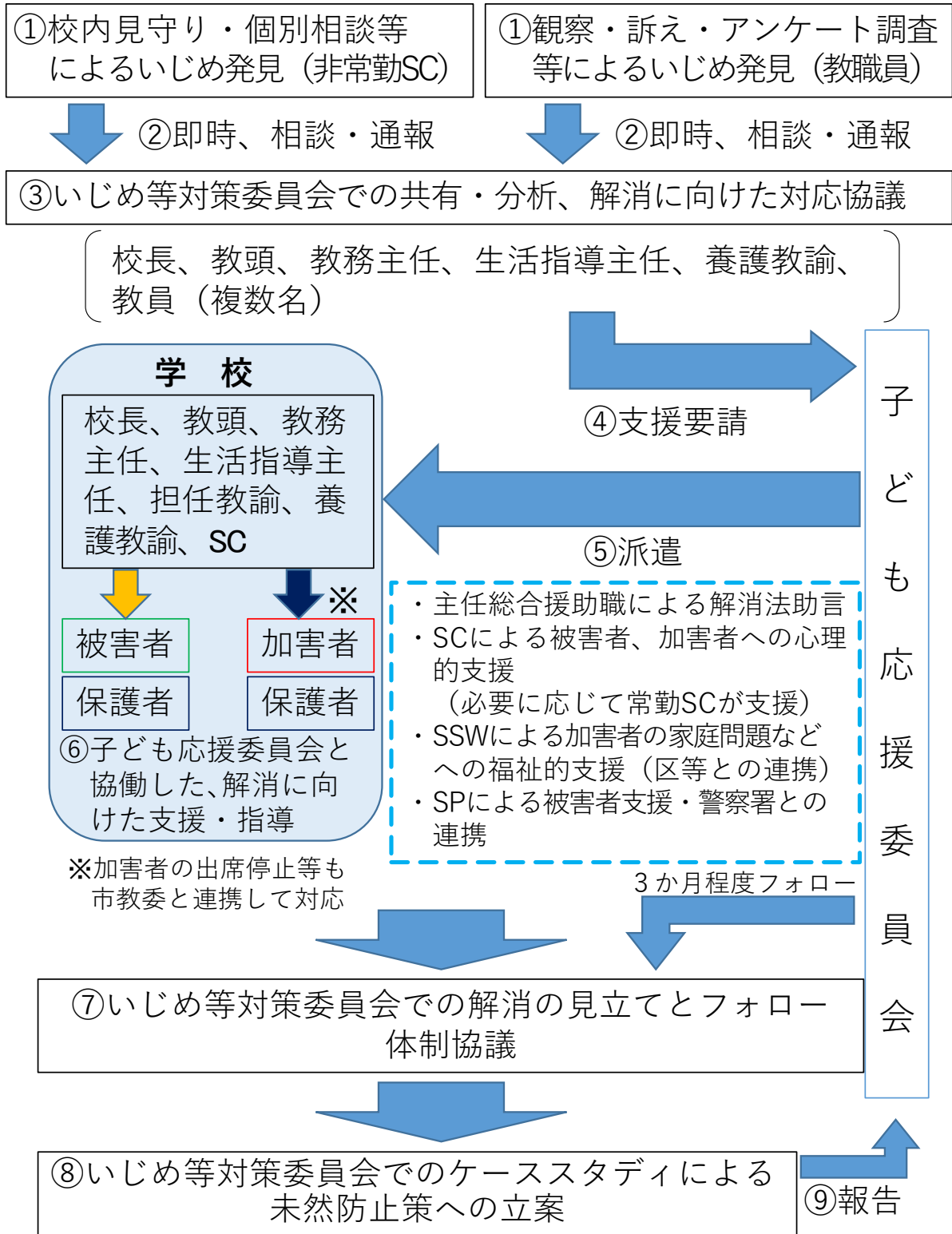
<参考資料>

<教育委員会危機管理マニュアル>

情報の流れを図示すると以下のとおりとなる。



いじめ解消に係るなごや子ども応援委員会による支援の流れ
＜非常勤SC配置校（小学校）＞



いじめ解消に係るなごや子ども応援委員会による支援の流れ
 <常勤SC配置校（中学校）>

①校内見守り・個別相談等
 によるいじめ発見（SC）

①観察・訴え・アンケート調査
 等によるいじめ発見（教職員）

②即時、相談・通報

②即時、相談・通報

③いじめ等対策委員会での共有・分析、解消に向けた対応協議

（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、
 教員（複数名）、SC、子ども応援委員会コーディネーター）

学 校

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任教諭、養護教諭、SC

被害者

保護者

※加害者

保護者

⑥子ども応援委員会と協働した、解消に向けた支援・指導

※加害者の出席停止等も市教委と連携して対応

④支援要請

⑤派遣

- ・主任総合援助職による解消法助言
- ・SCによる被害者、加害者への心理的支援
- ・SSWによる加害者の家庭問題などへの福祉的支援（区等との連携）
- ・SPによる被害者支援・警察署との連携

3か月程度フォロー

⑦いじめ等対策委員会での解消の見立てとフォロー体制協議

⑧いじめ等対策委員会でのケーススタディによる未然防止策への立案

⑨報告

子
ど
も
応
援
委
員
会

いじめ解消に係るなごや子ども応援委員会による支援の流れ
 〈非常勤SC配置校（高等学校・特別支援学校、常勤SC配置校(中央高等学校)）〉

①校内見守り・個別相談等
 によるいじめ発見（非常勤SC）

①観察・訴え・アンケート調査
 等によるいじめ発見（教職員）

②即時、相談・通報

②即時、相談・通報

③いじめ等対策委員会での共有・分析、解消に向けた対応協議

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、
 教員（複数名）、SC

学 校

校長、教頭、教務
 主任、生徒指導主
 事、担任教諭、養
 護教諭、SC

被害者

保護者

※加害者

保護者

⑥子ども応援委員会と
 協働した、解消に向
 けた支援・指導

※加害者の出席停止等も
 市教委と連携して対応

④支援要請

⑤派遣

- ・主任総合援助職による解消法助言
- ・SCによる被害者、加害者への心理
 的支援
 （必要に応じて常勤SCが支援）
- ・SSWによる加害者の家庭問題など
 への福祉的支援（区等との連携）
- ・SPによる被害者支援・警察署との
 連携

3か月程度フォロー

⑦いじめ等対策委員会での解消の見立てとフォロー
 体制協議

⑧いじめ等対策委員会でのケーススタディによる
 未然防止策への立案

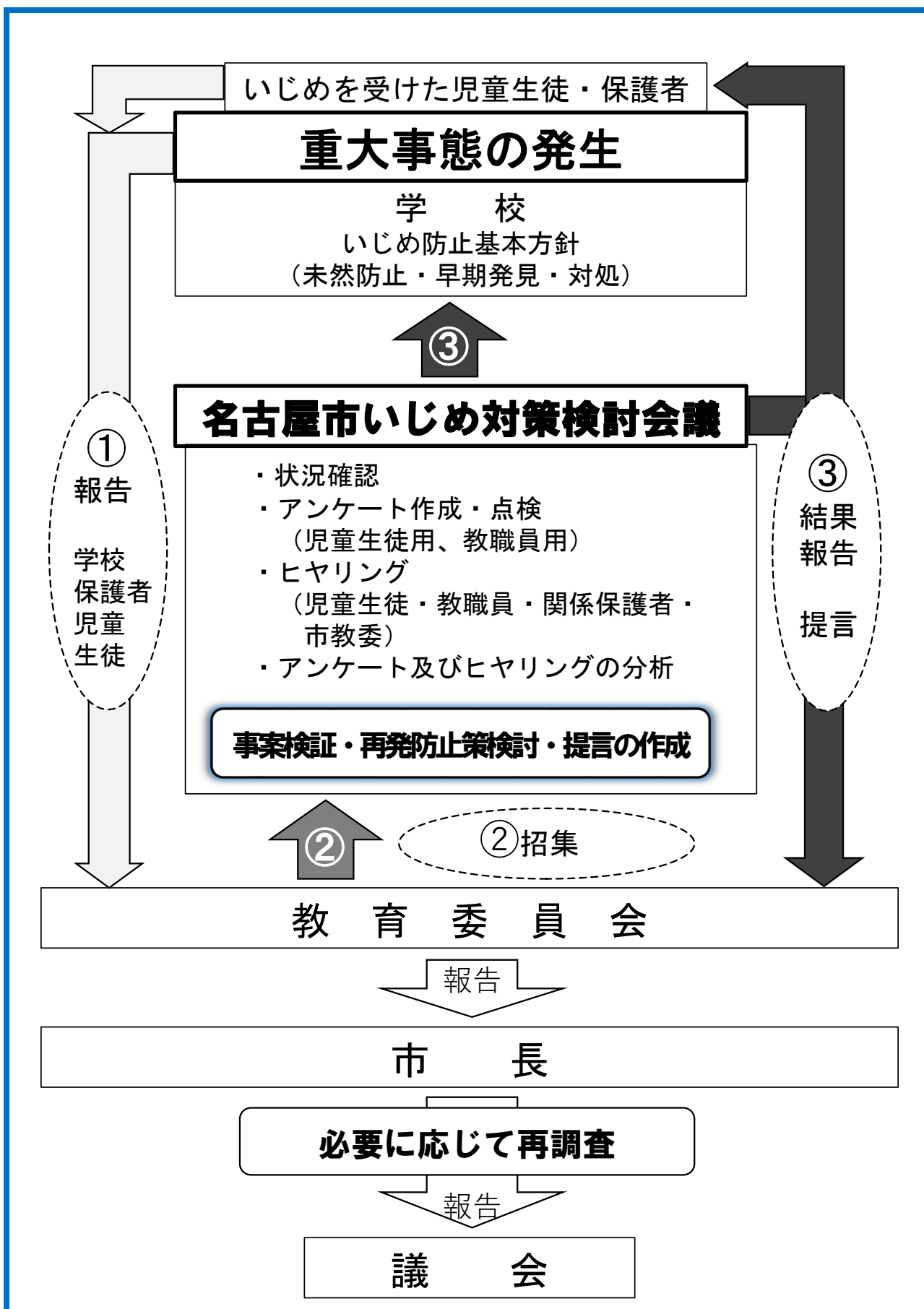
⑨報告

子
 ど
 も
 応
 援
 委
 員
 会

＜なごや子ども応援委員会の支援例＞

区分	対応	活動例
未然防止 の取り組み	全ての児童生徒	・全員面談 ・見守り ・心の教育
早期発見 早期対応	危機に陥る危険性の 高い児童生徒	・教室観察 ・ウェブ版学校生活 アンケート等の活用
問題への介入 拡大・再発防止	援助を必要とする 児童生徒	・個別相談 ・いじめ等対策委員会 への参加

〈重大事態の調査・報告等の流れ〉



こども基本法（令和4年法律第77号）概要

目的

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
 - ・ 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、
自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、
 - ・ こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、
将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、
- こども施策を総合的に推進すること

定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

白書・大綱

- 年次報告（白書）
- こども大綱の策定
（※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- 施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁にこども政策推進会議を設置。以下の事務を担当。
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、会長（内閣総理大臣）及び委員（こども政策担当の内閣府特命担当大臣・内閣総理大臣が指定する大臣）をもって組織

附則

- 施行期日** 令和5年4月1日
- 検討** 国は、この法律の施行後5年を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討
- ⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

○なごや子どもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条—第7条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第8条—第13条）

第4章 子どもに関する基本的な施策等（第14条—第19条の2）

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進（第20条—第28条）

第6章 雑則（第29条）

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となつてつくることを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会

全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

- 2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- (7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。
- (8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。

- (3) 休息すること。
- (4) 様々な人とふれあうこと。
- (5) 自然とふれあうこと。
- (6) 社会活動に参加すること。
- (7) 多彩な文化活動に参加すること。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 自分たちの意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

- (1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援
 - (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援
- (市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

- 2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

- 2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

- 2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。
- 3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

- 2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。
- 3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第13 条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。
- 3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第14 条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

(子どもの育ちの支援)

第15 条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり
 - (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり
 - (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援
- (子育て家庭の支援)

第16 条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

(子どもの参画の促進)

第17 条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

(関連施策との一体的推進)

第18 条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

(調査研究)

第19 条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

(広報)

第19 条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

(総合計画)

第20 条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3 項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表等)

第21 条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第22 条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(なごや子ども・子育て支援協議会)

第23 条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第24 条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第25 条 協議会は、委員35 人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第26 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第27 条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の

一部をもって部会を置くことができる。

- 2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第117号で平成20年9月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、第20条第1項の規定により策定された総合計画とみなす。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止)

- 3 名古屋市青少年問題協議会条例（昭和33年名古屋市条例第20号）は、廃止する。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成24年条例第44号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例（以下「新条例」という。）

第25条第3項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第26条第1項の規定にかかわらず、平成24年8月31日までとする。

附 則（令和2年条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例（以下この項において「新条例」という。）の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

- 3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。
- (1) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第60号）第2条
 - (2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第58号）第2条の表
 - (3) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）第2条の表
 - (4) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年名古屋市条例第8号）第3条
 - (5) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第57号）第2条の表
 - (6) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第59号）第2条__

ナゴヤ子ども応援大綱

～ 日本で一番子どもを応援し、一人の子どもも死なせないマチ ナゴヤ ～

「一人ひとりの人生の基盤としての理念」に基づく支援を推進！

「一人ひとりの人生の基盤としての理念」～あなたもわたしも「いま、ここ」にいたいと思える場をつくる～

○「権利ある主体」である一人ひとりの人間

- ・子どもも大人もすべての人がそれぞれの「生（いのち）」を全うする、権利ある主体者です。
- ・すべての人の「生」が尊重され、生きられる社会にむけて、一人ひとりの権利を保障します。

○「いる」ことができるコミュニティ

- ・一人ひとりが「人」とのつながりを感じられるよう、継続的で応答的な関係をつくります。
- ・一人ひとりが未来につながる体験をし、「いる」ことができるコミュニティを実現します。

○一人ひとりがいられる居場所づくり

- ・つながりのなかで「いる」ことが実感できる居場所をつくります。
- ・「あなた」が「いま、ここ」にいたいと思える環境づくりに関わるのは「わたし」たち一人ひとりです。

教員に加え、子どもを守る専門家の学校への配置を推進し、 人生を生き延びるスキルを子どもたちが自ら考え・学ぶ環境づくりを推進！

○学校は子どもを守る場所であり、福祉的な役割があることを確認します。

また、学業不振で悩む子どもたちが、幸せを感じ、将来の針路に希望を持つことができるよう応援します。
そのための組織の位置づけ、専門職（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど）や専任
支援教員の確保を行い、子どもを守るための予算は惜しみません。また、高校入試改革にも取り組みます。

○常勤の総合援助職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと、スクールセクレタリー、
スクールボリスからなるチームで子どもを応援する日本初の仕組み「なごや子ども応援委員会」により、
悩みを解決し、目の前の進路にとどまらず「大きくなったら何になるの？」と一緒に考えて、将来の針路を
応援します。

○学校にキャリアの専門家の配置を推進し、人生を生き延びるスキルを子どもたちが自ら考え、自ら学ぶ
環境づくりに取り組むことで、子ども一人ひとりの針路を応援します。

○独立性が確保された第三者機関として設置した子どもの権利擁護機関と積極的に協力・連携するなど、
子どもの問題に正面から全庁的に取り組みます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱として、
上記のとおり定める。

平成27年 5月24日
平成29年 7月14日改正
平成30年11月13日改正
令和 3年10月15日改正

名古屋市長

河村 七かし